

委員会発議案第8号

自動車関係諸税の簡素化及び抜本的な見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成27年9月29日

鈴鹿市議会議長
大杉吉包様

提出者
総務委員会
委員長 池上茂樹

(提案理由)

国に対し、自動車関係諸税の簡素化及び抜本的な見直しを要請するため。

自動車関係諸税の簡素化及び抜本的な見直しを求める意見書

自動車は地方における市民の日常的な移動手段であり、生活必需品であるにも関わらず、取得・保有・走行の各段階で複雑且つ過重な税負担となっており、保有台数の多い地方ほど家計負担が高まっている。また、自動車に関わる税制は、一般財源化による課税根拠の喪失や二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革にともなう税制抜本改革法第7条に記された「簡素化・負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。

消費税率の引き上げ、国内市場の縮小により、自動車産業に関わる地域経済や雇用への影響が懸念される中、自動車に関わる税制を見直すことは、地方で生活する自動車保有者の負担軽減のみならず、需要喚起による経済の好循環、内需拡大による裾野の広い自動車産業の活性化、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地域経済の持続的な成長に寄与するものと確信する。

以上により、政府においては、平成28年度税制改正による自動車関係諸税の簡素化及び抜本的な見直しについて、以下を実行されるよう、強く要望する。

記

- (1) 当初の課税根拠を喪失した自動車取得税及び、自動車重量税の当分の間の税率は、直ちに廃止する。
- (2) 消費税率10%時に廃止予定である自動車取得税の付け替えとなる「環境性能課税」の導入はせず、平成28年3月末に期限を迎えるグリーン化特例は、ユーザー負担を増加させない為の措置を講ずること。
- (3) 自動車関係諸税見直しにおいては地方自治体の財政に影響を与えぬよう適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

鈴鹿市議会議長 大杉吉包